

公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第13号の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び対象)

第2条 表彰は、次の区分により行う。

(1) スポーツ功労賞

本県におけるスポーツの普及振興に貢献し、その功績が顕著なもの

(2) スポーツ優秀賞

国際大会又は全国大会で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの

(3) スポーツ奨励賞

前号に準ずる大会等で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの

(4) 国民スポーツ大会賞

国民スポーツ大会において優秀な成績をあげる等、その功績が顕著なもの

(5) スポーツ少年団功労賞

スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なもの

(6) スポーツ推進賞

県民に感動を与え又は本県の発展に貢献する等、その功績が顕著なもの

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

2 表彰は、隨時行う。

(推薦及び決定)

第4条 被表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、本会及び本会の加盟団体等が行う。

2 表彰の審議、決定は、次により行う。

(1) 第2条第1項第1号から第4号及び第6号は、前項の推薦に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰委員会が行う。

(2) 第2条第1項第5号は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

(規程の変更)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本会の表彰に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和5年6月16日 一部改正

4 令和7年3月21日 一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰内規

1 目的 この内規は、定款及び公益財団法人宮崎県スポーツ協会の表彰規程（以下「表彰規程」という。）第6条の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰規程第2条関係

(1) スポーツ功労賞関係

- ① スポーツ活動団体運営、スポーツ指導、スポーツ医・科学支援、安全対策、審判等で、活動実績が原則10年以上の個人又は団体、又は、活動実績が10年未満でその功績が特に顕著なもの。
- ② 過去に、この表彰を受賞したもの及びスポーツに関する功績により、同趣旨の県レベル以上の表彰等を受賞したものは、対象としない。
- ③ 競技団体等関係者を推薦する場合は、県全体を統轄する競技団体等の同意を得なければならない。

(2) スポーツ優秀賞

- ① 別表に定める個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
- ② 別表の国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、中央学校体育団体が主催しているものに限る。

(3) スポーツ奨励賞

- ① 別表以外の九州規模以上の大会において優勝した個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
- ② 別表の大会において、公認大会記録を樹立した個人、団体
- ③ 国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、九州地区競技団体、中央学校体育団体、九州地区学校体育団体が主催しているものに限る。

(4) 国民スポーツ大会賞

- ① 国民スポーツ大会の個人又は団体種目で入賞した、選手、監督、コーチ、アスレティックトレーナー
- ② 国民スポーツ大会で10年以上、又は、活動実績が10年未満でその功績が特に顕著だったドクター、アスレティックトレーナー
※ 但し、過去にこの表彰を受賞したものは、対象としない。
- ③ 上記①、②の他、国民スポーツ大会における功績が特に顕著な個人、団体
- ④ 上記①、②の場合は、表彰規程第4条の審議を経ることなく被表彰者を決定することができる。

(5) スポーツ少年団功労賞

- ① 対象は、次の個人及び団体とする。
 - ア 20年以上スポーツ少年団の運営又は指導等に取り組み、顕著な功績のある個人
 - イ 設立以来20年以上活動を続け、他の模範となるスポーツ少年団及び関係団体
 - ウ 活動実績が20年未満で、上記ア、イに相当する特に功績が顕著な個人、団体は考慮することができる。
- ② 表彰枠は、次のとおりとする。
 - ア 個人 15人以内
 - イ 団体 10団体以内

(6) スポーツ推進賞

第2条(1)～(5)以外で、特に印象的な取組、活動等により県民に感動を与え又はスポーツのイメージアップ、地域の活性化等に貢献した個人、団体

3 共通事項

- (1) 対象者の年齢は問わない。
- (2) 表彰規程第2条(1)及び(6)以外の表彰の対象は、原則として、本会加盟団体又は宮崎県スポーツ少年団に所属する個人会員又は団体会員とする。
- (3) 県レベル以上の同趣旨の表彰を受賞している場合は、この表彰の対象としない。
- (4) 表彰規程第4条第1項中「本会加盟団体等」とは、本会加盟団体の他、県全体を統括するスポーツ活動団体、スポーツ施設管理団体、報道機関など本県スポーツ振興に係する機関団体とする。
- (5) 表彰規程第4条の推薦は、本会が指定する期日までに、別途定める推薦様式で行う。

附 則

- 1 この内規は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この内規は、平成25年9月27日から施行する。
- 3 この内規は、平成29年11月20日から施行する。
- 4 令和2年4月1日 一部改正
- 5 令和6年4月1日 一部改正